

福岡県弁護士会所属会員に対する傷害事件に関する会長声明

2012年（平成24年）5月22日午前10時ころ、福岡県弁護士会会員が、同会員の弁護士事務所が入居するビル内階段上にて、ナイフを所携していた男に襲われ、頭部等打撲、両手指切創等の傷害を負うという弁護士刺傷事件が発生した。

福岡県弁護士会によれば、犯人は、同会員が受任していた事件の相手方であり、事件は既に解決済みであったことである。本件犯行は弁護士業務に関連した犯行であるところ、法治国家において、暴力を手段として紛争解決を図ることは、如何なる理由があろうとも断じて許されるものではない。

加えて、本件犯行は、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士業務に対する重大な侵害行為である。

当会は、1987年（昭和62年）に、暴力団一力一家追放運動に関連し、住民側代理人であった三井義廣会員が同暴力団組員に刺され負傷するという痛ましい事件を経験し、暴力行為による紛争解決及び弁護士業務の妨害を断じて許さない確固たる信念のもと今日に至る。

当会は、このような犯行を行った者を強く非難するとともに、暴力行為による弁護士業務への妨害に対し、今後も一切臆することなく、毅然として対処し、社会正義の実現と基本的人権の擁護のために職務を遂行する決意をここに表明する。

2012年（平成24年） 7月19日

静岡県弁護士会

会長 湧美利之